

辻 本 義 男

アメリカにおける人種差別と死刑

53

一 はじめに

二 死刑と人種に関する調査 （一）ファーマンおよびグレッグ判決前に 行われた調査研究

（二）ファーマンおよびグレッグ判決後に 行われた調査研究

三 ジョージア州における調査研究とマック レスキー判決

（一）ジョージア州における調査研究—— バルダス調査 （二）マックレスキー事件

四 おわりに

アメリカにおいて、死刑の適用に人種差別があるという強力な証拠が見出されたという主張が早くからなされた。一九八五年現在の統計によれば、全国の死刑囚の約四八パーセントが、総人口の一・二パーセントにしかすぎない黒人その他の少数民族で占められていた。⁽¹⁾ とくに南部諸州においては、黒人は住民の少数民族にすぎないにもかかわらず、一九三〇年から一九六七年にかけて処刑された死刑囚の約三分の二は黒人であった。⁽²⁾

統計上の数字から、人種差別についての決定的な証拠を引き出すことは困難であるが、一九七七年から一九八六年九月の間に処刑された六六名の死刑囚のうち、八九パーセントにあたる五九名が白人を殺害して有罪になった者である。⁽³⁾ 南部諸州ではこの割合はさらに高く、そのうえ、殺人の被害者数は白人、黒人ともほとんど変わりがないことを考えると、その偏りはさらに大きなものがあるとおもわれる。一九八七年四月に合衆国最高裁は死刑が人種差別的に適用されているのではないかという問題について判断を下した。⁽⁴⁾

以下で、死刑の適用と人種差別の問題に関する調査研究の結果を概観し、あわせて右の最高裁判所の裁判例を紹介し、考察を加えることにしたい。

(1) Amnesty International, *United States of America: the Death Penalty*, (1987), p. 54. 同所脚注1によれば、一九八六年五月現在の死刑囚の人種別内訳は以下の通りである。

黒人——四一・二五(ペーセント)	白人——五〇・八二、ヒスパニック——五・八三、アメリカ原住民——一・三四、不明——〇・四一。
------------------	--

なお、黒人死刑囚の占める割合は南部諸州で非常に高く、たとえばアリゾナ州では死刑囚の六七パーセントが黒人である(八二名中五五名——一九八六年現在)。ちなみに、アメリカ合衆国において死刑判決を言い渡された者に関する統計と情報を定期的に公表している有色人種地位向上全国協議会(NACCP)法防衛および教育基金の資料によれば、一九八八年八月一日現在、死刑囚は二、一一〇人で、フロリダ州が最多の二八四人、ついでテキサス州の二六九人である。

(2) 人種別処刑数

表1 人種別処刑数 (1908年～1962年)

州名	人種別 黒人	人種別 白人
バージニア州	205名(86.1%)	33名
アラバマ州	127(83.0)	26
ジョージア州	340(78.7)	82
ノース・カロライナ州	286(79.0)	76
サウス・カロライナ州	194(80.5)	47

数字は、William J. Bowers, *Legal Homicide: Death as a Punishment in America, 1964—1982*, (1984), Appendix A. による。

- (3) Amnesty International, *op. cit.*, p.54.
(4) McCleskey v. Kemp, 55 U.S.L.W. 4537 (1987).
(5) 調査結果の概観 *死刑と人種差別* Samuel R. Gross and Robert Mauro, "Patterns of Death : an Analysis of Racial Disparities in Capital Sentencing and Homicide Victimization," *Stanford Law Review*, Vol. 37, 1984, pp.38—45.
ムニク。

II 死刑と人種に関する調査

一九七一年に、合衆国最高裁は五対四の僅差で、当時の制定法による死刑の適用は合衆国憲法修正第八条および修正第一四条に反し、「残酷かつ異常な刑罰」にあたるとして、初めて死刑を違憲とする判決を下した。⁽¹⁾

多数意見の中で、ブレナン、マーシャルの両判事は、手続における自由裁量性や恣意性にかかるらず死刑それ自体が違憲であるとし、ダグラス判事は、死刑が黒人に差別的に適用されており、それが「残酷かつ異常な刑罰」を禁止している合衆国憲法修正第八条に反するとして⁽²⁾、スチュアート判事は、死刑が専断的、かつ任意に科せられる現行制度のものでは死刑を認めるとは合衆国憲法修正第八条および修正第一四条に反するとした。⁽³⁾また、ホワイト判事は、類似の事件から死刑を科す事件を区別する基準を見出することは不可能であり、そのうえ、死刑が科せられる事件は稀であつて、それが犯罪の抑止という効果を發揮しない以上、死刑は不要な刑罰であり、合衆国憲法修正第八条に反するとした。⁽⁴⁾

この判決において、判事の意見は多岐に分かれたが、その共通の理由づけは、死刑裁判での判決権者（裁判官および陪審）に与えられる無制約の裁量が、死刑の恣意的な適用にいたるところがあるのであったので、この判決の後、各州は

死刑を廃止することなく死刑裁判で裁判官や陪審に与えられる裁量を制限した死刑法を制定する方法を採用した。このようにして新しく制定された死刑法は、その後、合衆国最高裁のテストを経ないままに不安定な状態にあったが、一九七六年に、ジョージア、テキサスおよびフロリダの各州で新法によって死刑を宣告された者が上訴したことによりて、これら新法につき合衆国最高裁の判断がくだされることとなつた。

合衆国最高裁は、死刑相当犯罪の裁判で有罪または無罪の決定は量刑と区別されなければならず、死刑相当犯罪で被告人が有罪とされたとき、裁判所は量刑につき、別個に陪審の面前で量刑審理 (hearing) を行い、量刑の際には犯した犯罪と犯罪者の双方について加重事由と輕減事由を考慮しなければならないとしたジョージア州の死刑法につき、七対二で、このジョージア州の新法は死刑基準を明確にし、かつ、自動的上訴制度によつて恣意的な裁量権の行使を制約しているから違憲でないと判断した。⁽⁷⁾

この合衆国最高裁の判断は、新法の「指針つき裁量」(guided discretion) は旧法の死刑判決の恣意性を排除したものと認め、死刑の復活を認めたものと理解され、後続の死刑法を決定する原則を打ち立てたものとされ、ジョージア、テキサスおよびフロリダ州の死刑法が他の州の死刑法のモデルとされるようになつた。

しかし、右のような経緯は、これでアメリカの死刑制度に問題がなくなつたということを意味するのではなく、かわつて、死刑自体の実体的問題点の指摘ではなく、死刑を科せられる者を選択する手続における問題点が指摘されるようになつてきた。⁽⁸⁾ とくに、その選択の際にみられる人種差別の問題を、実証的に考察しようとする傾向が顕著にみられるようになった。

- (1) Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972).
- (2) *ibid.*, at 286, 369.
- (3) *ibid.*, at 257.
- (4) *ibid.*, at 309—310.
- (5) *ibid.*, at 313, 311—312.
- (6) Gregg v. Georgia, 428 U.S. at 162—167, 192—195, 206—207.
- (7) Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153 (1976). いわゆる「黒死刑犯の判決逆戻り」で Proffitt v. Florida, 428 U.S. 242 (1976); Lurek v. Texas, 428 U.S. 262 (1976); Woodson v. North Carolina, 428 U.S. 280 (1976); Roberts v. Louisiana, 428 U.S. 325 (1976) が巨きの事件である。即ち、米国最高裁は判決を却てした。
- (8) David Dolinko, "Supreme Court Review—Foreword: How To Criticize the Death Penalty," *Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol. 3, No. 3 (1986), pp. 546—547.

(1) ハーマン・ガルフィンクル判決前に行われた調査研究

アメリカにおける死刑の適用で最も顕著な人種傾向が、黒人の処刑にみられる。この傾向の正確な数字は、過去半世紀からの述べで把握することができないが、その源は南北戦争前におそれかの述べで見るものがである。⁽⁹⁾ 一九三〇年以降一九八四年まで、法律に従って処刑された三、八九四名のうちその約半数の二、〇七七名が黒人であった。やむに、前世紀において非合法な手段(?)や処刑された者は、合法的に処刑された者の数の半数に及んだとするべである。⁽¹⁰⁾

(1) ハーマン・ガルフィンクル(Harold Garfinkel) の研究⁽¹¹⁾

ガーマンケルは、一九三〇年から一九四〇年にかけてノース・カロライナ州の10の郡で発生した殺人事件を調

表2 死刑相当殺人事件における被告人と被害者の人種
(ノース・カロライナ州 1930年～1940年)

処 分	黒人／白人	白人／黒人	黒人／黒人	白人／白人
無 罪	6	3	65	28
有 罪	35	8	307	73
うち終身刑未満	16	8	291	59
終身刑	4	—	1	3
死刑	15	—	15	11

Garfinkele, p.371.

表3 殺人罪による訴追 (サウス・カロライナ州)

性別	年	黒 人			白 人		
		全数	有罪	%	全数	有罪	%
男性	1938年	119	82	68.9	77	27	35.1
	1927	98	57	58.2	60	20	33.3
	1923	102	63	61.8	90	20	22.2
	総計	319	202	63.3	227	67	29.5
女性	1938	21	16	76.2	3	1	33.3
	1927	15	10	66.6	4	2	50.0
	1923	17	12	70.6	4	—	0.0
	総計	53	38	71.7	11	3	27.2

Sellin, p.58.

表4 殺人事件処理被告人数 (アラスカ州 1912年～1916年 1921年～1924年)

処理	男 性				女 性			
	全数	%	全数	%	全数	%	全数	%
有罪	492	71.6	375	53.2	50	54.3	11	35.5
無罪	70	10.2	177	25.1	14	15.2	17	54.8
故殺で有罪	53	7.7	63	8.9	12	13.1	—	—
不起訴・公訴取下	72	10.5	90	12.8	16	17.4	3	9.6
総計	687	100.0	705	100.0	92	100.0	31	99.9

Sellin, p.59.

査した結果、表2のような結果を得た。すなわち、被告人が黒人で被害者が白人の場合、四三一ペーセントの被告人に死刑が言い渡されたが、被告人が白人で被害者が黒人の場合、死刑を言い渡された者は五バーセントにしか過ぎなかつた。そして、白人を殺害した白人被告人の一五ペーセントに死刑が言い渡されたことが明らかにされた。

(2) セリン (Thostens Sellin) の研究⁽¹²⁾

セリンは、民主主義の礎石である法の前の平等は、また同害報復の法の根本原則であるべきであるが、復讐に燃える死刑による正義の実現は、正義の法廷の力の及ばない偏見その他の影響力によって汚されることをわれわれは経験で知っているとし、これらの要因の中で、人種の影響、とくに殺人事件で正義を行いう際の黒人に対する偏見と、女性殺人者に対する騎士道的寛大さの問題を、サウス・カロライナ州およびアラスカ州の司法長官の報告書に基づいて検証した。そして、限られた殺人事件の資料による限定づきではあるが、殺人罪で告発された場合、黒人男性は白人男性に比較して約二倍の割合で有罪とされ、この割合は黒人と白人の女性を比較するとより大きくなることを明らかにした。(表3)

また、殺人で告発され有罪とされた黒人の割合は、白人のそれよりかなり高く——七一・六対五三・一一——、また白人男性の場合、より軽い故殺罪で有罪とされるものは、黒人の九人に一人に比べ、六人に一人と低く、また、無罪になるのは、黒人男性は一〇ペーセント、黒人女性は一五ペーセントにしかならないが、白人の場合はそれぞれ一五ペーセント、五五ペーセントとなつていていることを見出した。(表4)

(3) バワーズ (William J. Bowers) の研究⁽¹³⁾

バワーズはアメリカにおける死刑問題に関するデータを長期間にわたり収集して調査した結果、処刑数は一八九〇

年代から一九一〇年代までは一定していたが（一〇年間平均約1、一五〇件）、一九三〇年代には急激な上昇がみられ一〇年間で一、六七〇件にもなつたが、その後一九六〇年代の一〇年間で一九一件へと大きく減少したことを確認した。⁽¹⁴⁾ そして、一八六四年から一九六七年にかけて、死刑を宣告された黒人は、とくに南部において、上訴も行われることなく処刑された者が白人に比較して異常に多いことを見出した。

(4) スタンフォード・ロー・センター (Special Project of the Stanford Law Review) の調査研究⁽¹⁵⁾

これは、ファーマン判決およびグレッグ判決前に行われた死刑判決に関する調査研究で、最も洗練されたものの一つに数えられるものである。この研究は、一九五八年から一九六六年にかけてカリフオルニア州の二三八件の事件につき、第一級謀殺罪につき有罪とされた被告人に対し、死刑を科すかどうかを決定する陪審について、多くの変数に基づいてデータの分析を行つたものである。調査結果を分析した結果、被告人の人種も被害者的人種も死刑判決とは結びつかないことが明らかになつたが⁽¹⁶⁾、被告人の経済的な地位が死刑判決に結びつくことが明確になつた。また、ブラー・カラーの被告人は、ホワイト・カラーの被告人より死刑判決を言い渡されやすくなることも明らかになつた。⁽¹⁷⁾

(5) チムリング、アイゲン、オマリ (F.E. Zimring, J. Eigen, S. O'Malley) の研究⁽¹⁸⁾

この研究は、一九七〇年にフィラデルフィアの警察に報告された110回件の第一級謀殺罪に関するデータについて行われた。ただ、この研究で用いられたデータには三件の死刑判決が含まれていただけであるところ致命的な欠陥があつたが、その調査結果は今後の研究に多くの示唆を与えた。すなわち、加重殺人 (felony murder) で有罪とされた黒人被告人のうち、黒人を殺害した被告人の場合、その二五ペーセントに死刑または終身刑が言い渡されたにすぎなかつたが、白人を殺害した黒人被告人の場合、その六五ペーセントに死刑または終身刑が言い渡された。死刑を宣

殺された三件は、すべて白人を殺害して有罪とされた黒人に對してのものであった。この結果は、調査した全殺人事件のなかで、人種的組み合わせをもつたものが五分の一しかなかったことを考えあわすと、いかに人種差別が大きな格差を引き起こすかが明らかになる。チムリング等は、この調査結果を「ペラドックス」とし、「殺されることがほとんど考えられない者が、量刑政策によって保護されているのである」と結論した。⁽¹⁹⁾

(6) 要 約

クレック (Gary Kleck) は、右に概観したフーマン判決、グレンック判決前の死刑に関する人種差別の問題に関する研究を要約し、一つは、黒人被告人は南部を除いて死刑の適用に関し一般に差別されていない——黒人被告人は全体的にみて、白人被告人より死刑を宣告されやすいとはいえない。第二に、白人被害者の殺害の場合に比べると黒人被害者の殺害の場合には死刑が科せられることが少ないようであるという、二つの一般的結論を導き出した。⁽²⁰⁾ 実際に、南部以外での黒人被告人に対する寛大な処置は、彼らが主として同一人種の中で犯罪を犯しているという事実によっている。そしてそれを白人が作り白人が主宰している社会統制機関はそれほど重大な犯罪であるとは思っていないのであり、白人被害者の犯罪ほどには社会に損失をもたらし危険を与える者とは考えていないところによつて説明されるとした。

(9) William J. Bowers, *op. cit.*, pp. 165—166. なお、南北戦争前、いくつかの州においては被告人が黒人あるいは被害者が白人のときも限り、一定の行為を行った黒人に死刑を科するなどを規定した、明らかに黒人を差別した制定法が存在したところである。

(10) Hugo Adam Bedau ed., *The Death Penalty in America*, 3rd ed., (1982), p. 3.

- (11) ハーヴィング・ガルフィンケル、『Inter-and Intra-Racial Homicides』、Marvin E. Wolfgang, ed., *Studies in Homicide*, (1967), pp. 46—65.
- (12) Thosten Sellin, *The Death Penalty*, (1980), pp. 56—58.
- (13) William J. Bowers, *op. cit.*, pp. 73—87.
- (14) William J. Bowers, *ibid.*, pp. 49—58.
- (15) A Study of the California Penalty Jury in First-Degree Murder Cases, *Stanford Law Review*, Vol. 21, (1969), p. 1297 ff.
- (16) *ibid.*, pp. 1368—1376. フォート・マーティン・スコットは「ハコノ・ヤシマラ」の懲りの「ハコノ・ヤシマラ」が食い廻った理由の一つは、懲罰対象の調査地域の違った事実である。他の懲罰対象が「ハコノ・ヤシマラ」の懲りの「ハコノ・ヤシマラ」が食い廻った事実である。
- (17) *ibid.*, 1376—1379.
- (18) F. E. Zimring, J. Eigen, and S. O'Malley, "Punishing Homicide in Philadelphia on the Death Penalty," *University of Chicago Law Review*, Vol. 43, (1976), pp. 227—52.
- (19) *ibid.*, p. 233.
- (20) Samuel R. Gross and Robert Mauro, *op. cit.*, p. 41.

(11) ハーヴィング・ガルフィンケル、『Inter-and Intra-Racial Homicides』、Marvin E. Wolfgang, ed., *Studies in Homicide*, (1967), pp. 46—65.

(12) Thosten Sellin, *The Death Penalty*, (1980), pp. 56—58.

(13) William J. Bowers, *op. cit.*, pp. 73—87.

(14) William J. Bowers, *ibid.*, pp. 49—58.

(15) A Study of the California Penalty Jury in First-Degree Murder Cases, *Stanford Law Review*, Vol. 21, (1969), p. 1297 ff.

(16) *ibid.*, pp. 1368—1376. フォート・マーティン・スコットは「ハコノ・ヤシマラ」の懲りの「ハコノ・ヤシマラ」が食い廻った理由の一つは、懲罰対象の調査地域の違った事実である。他の懲罰対象が「ハコノ・ヤシマラ」の懲りの「ハコノ・ヤシマラ」が食い廻った事実である。

(17) *ibid.*, 1376—1379.

(18) F. E. Zimring, J. Eigen, and S. O'Malley, "Punishing Homicide in Philadelphia on the Death Penalty," *University of Chicago Law Review*, Vol. 43, (1976), pp. 227—52.

(19) *ibid.*, p. 233.

(20) Samuel R. Gross and Robert Mauro, *op. cit.*, p. 41.

ということにあつた。すなわち、有罪についての公判が終了した後、陪審あるいは裁判官の面前で量刑審理を開くことは、量刑の決定から恣意および差別を取り除き、有罪の決定と量刑の考慮を別個にするというのである。

合衆国最高裁が認めた、量刑を決定する者を制約する指針つき裁量につき、（ア）最小制約型——加重事由のみを掲げたもので、陪審が列挙された加重事由の一つでも存在するとすると認定するとき、陪審は死刑を答申することができるとするもの。（イ）中間制約型——加重事由と軽減事由を列挙し、陪審が加重事由が軽減事由にまさるとしたとき、陪審は裁量により死刑を答申することができるとするもの。（ウ）最大制約型——陪審が加重事由に該当する事実を認定したときにのみ、死刑判決を宣告できるとするもの、の三形態が制定法に出現した。

ファーマン判決後に各州で立法された死刑法は、大略この三形態のいずれかの形態に属した。たとえば、ジョージア州の死刑法は（ア）の最小制約型を採用し、制定法は加重事由のみを規定し、陪審が加重事由のすくなくとも一つを認定したときは陪審は死刑を答申することができ、死刑を答申された場合、裁判官はそれに拘束されるとした。また、フロリダ州の死刑法は（イ）の中間制約型を採用し、制定法は八個の加重事由と七個の軽減事由を列挙し、一つの加重事由が認定された場合、一つ以上の軽減事由が認定されそれが加重事由にまさるとされないとときは、死刑が適切な刑であるとされた。陪審は量刑に関し裁判所に助言ができるが、裁判官はそれに拘束されることはないとした。テキサス州の死刑法は（ウ）の最大制約型に属し、死刑相当の殺人罪の場合、陪審は制定法に規定されている五個の加重殺人類型の一つで被告人を有罪にし、その後陪審は量刑につきさらに三個の加重事項を考慮して量刑につき決定をくだす。陪審の多数がその三個の加重事項すべてにつき賛成の票を投じたとき、裁判官は死刑を宣告しなければならないとした。

表5 殺人により死刑を宣告される確率——被害者・加害者人種別
(フロリダ州・ジョージア州・テキサス州・オハイオ州 1977年)

人種 加害者／被害者	加害者数	加重殺人 死刑宣告者数	死刑宣告をうける確率
フロリダ州			
黒人：白人	240	53	.221
白人：白人	1768	82	.046
黒人：黒人	1922	12	.006
白人：黒人	80	0	.000
ジョージア州			
黒人：白人	258	43	.167
白人：白人	1006	42	.042
黒人：黒人	2458	12	.005
白人：黒人	71	2	.028
テキサス州			
黒人：白人	344	30	.087
白人：白人	3616	56	.015
黒人：黒人	2597	2	.001
白人：黒人	143	1	.007
オハイオ州			
黒人：白人	173	44	.254
白人：白人	803	37	.046
黒人：黒人	1170	20	.017
白人：黒人	47	0	.000

William J. Bowers and Glenn L. Pierce, p.209.

さらに、そのすべての死刑判決につき自動的上訴が定められたために、右の三形態のいずれかによって裁判所が死刑を言い渡した場合、州最高裁により自動的にその判断の恣意性の有無が審査されることになったのである。

(1) ボワーズとピアス (William J. Bowers Glenn L. Pierce) の研究⁽¹⁾

一九七〇年代後半に、ノースイースタン大学応用社会調査センターのそれぞれ所長および副所長であったボワーズとピアスが、ファーマン判決後から一九七七年一二月までの五年間のデータによつて、フロリダ、ジョージア、テキサスおよびオハイ

表6 加重殺人および非加重殺人により死刑を宣告される確率——被害者・加害者人種別(フロリダ州・ジョージア州・テキサス州・オハイオ州 1977年)

人種 加害者／被害者	非 加 重 殺 人 加害者数	加 重 殺 人 死刑宣告者数	死刑宣告をうける確率
フロリダ州			
黒人 : 白人	97	7	.072
白人 : 白人	1465	17	.012
黒人 : 黒人	1762	5	.003
白人 : 黒人	69	0	.000
ジョージア州			
黒人 : 白人	124	3	.024
白人 : 白人	823	6	.007
黒人 : 黒人	2253	4	.002
白人 : 黒人	58	0	.000
テキサス州			
黒人 : 白人	171	2	.012
白人 : 白人	3238	8	.002
黒人 : 黒人	2476	0	.000
白人 : 黒人	113	0	.000

William J. Bowers and Glenn L. Pierce, p. 213.

オの各州の死刑法が、ファーマン判決によつて違憲とされた裁量と差別を残しているかどうかについて検証した。これら四州の死刑判決は、当時合衆国全体で宣告された死刑判決の七〇・ペーセントにあたつていた。

データの分析は、人種による恣意性、場所による恣意性、裁判段階における恣意性、恣意性と再審理過程、恣意性と法の形態の五部に分けて行われた。この研究で、大部分の殺人は同一人種集団のなかで犯されたものであること、黒人と白人の殺人率はいつも高率であったが、黒人を殺害した者よりも白人を殺害した者が非常に高い割合で死刑を宣告されることなどを明らかにした。たとえば、フロリダ州とテキサス州では、白人を殺害した黒人は、白人を殺害した白人より五ないし六倍も高い割合で死刑を宣告され、フロリダ州の黒人犯罪者で白人を殺害した者は、黒人を殺害した場合の四〇倍もの高い率で

死刑を宣告されるというように、これら調査した州においては死刑判決における人種格差が著しいことが確認された。(表5、表6参照)

(2) グロスとマウロ (Samuel R. Gross, Robert Mauro) の研究⁽²⁾

グロスとマウロは、一九七六年から一九八〇年にかけて八州——アラスカ、フロリダ、ジョージア、イリノイ、ミシシッピ、ノース・カロライナ、オクラホマおよびバージニアの諸州の殺人事件について調査した。この期間、ジョージア、フロリダ、イリノイの各州の殺人率は全国平均一〇万人あたり九・三を大きく上回り、それぞれ一四・一、一一・七、一〇・三であった。また、この期間のジョージアおよびフロリダ州の全認知殺人に対する死刑宣告率は、それぞれ一・八ペーセント、二・四ペーセントでよく似た割合を示していた。

調査期間における各州の殺人被害者の大部分は黒人で、ジョージア、イリノイおよびフロリダの各州でそれぞれ六三・五ペーセント、五八・六ペーセント、四三・三ペーセントを占めていて、全国的に黒人は白人よりも殺人の被害者になる率が高いことと一致していた。

グロスとマウロは、さまざまの変数を用いて死刑における人種傾向を各州にわたって研究した結果、調査対象の八州においてファーマン判決後の制定法による死刑の宣告に人種差別があることを確認した。彼らは、その要約において「この研究が見出した調査結果は単純 (simple) なものであった。…それは人種差別が行われているということである」と述べている。⁽³⁾ この人種差別は被害者の人種によるもので、それは変動なく終始みられたものであった。被害者の人種による死刑判決の格差は、対象州がそれぞれ多様な性格をもつていてもかかわらず、八州を通じて見られた。また、ジョージア州とフロリダ州においてのみであるが、死刑判決に対する上訴に対する審理が検証され

表7 被害者の人種別死刑宣告率

被害者の人種	ジョージア州	フロリダ州	イリノイ州
黒人	8.7% (67/773)	6.3% (114/1803)	2.9% (35/1214)
白人	0.9 (12/1345)	0.8 (14/1683)	0.5 (10/1866)
全数	3.7 (79/2126)	3.7 (130/3501)	1.4 (45/3115)

Samuel R. Gross and Robert Mauro, p.55.

表8 被害者と加害者の人種別死刑率

被害者／加害者	ジョージア州	フロリダ州	イリノイ州
白人 : 黒人	20.1% (32/159)	13.7% (34/249)	7.5% (16/213)
白人 : 白人	5.7 (35/614)	5.2 (80/1547)	1.9 (19/980)
黒人 : 黒人	0.8 (11/1310)	0.7 (11/1612)	0.6 (10/1809)
黒人 : 白人	2.9 (1/34)	4.3 (3/69)	0.0 (0/56)

Samuel R. Gross and Robert Mauro, p.56.

た。そこにおいても人種差別を修正しようとするものがみられなかった。人種差別に関して、グロスとマウロは「データは、人種以外のものを根拠として説明することができない明白な傾向を示した」と結論している。⁽⁴⁾

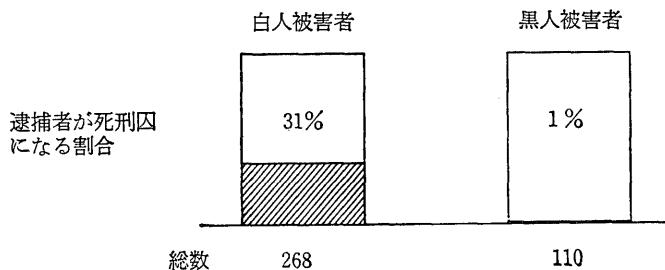
(3) レイデル (Michael Radelet) の研究⁽⁵⁾

フロリダ大学の社会学の教授であるレイデルは、一九七六年と一九七七年にかけてのフロリダ州の一〇の郡におけるすべての殺人起訴事件、三二六件に関するデータを分析した。彼も黒人被害者の事件より白人被害者の事件のほうが死刑が宣告される率が高いことを見出したが、被告人の人種のみが死刑判決に対する独立変数として作用するものではないことも確認した。死刑は、四三件のうち三九件が彼が「基本的でない殺人」(見知らぬ者を殺害する殺人)と命名した殺人事件に科せられた。さらに、死刑判決における人種格差は、主として検察官による起訴の段階まで及んでいることを確認した。⁽⁶⁾ そして、警察段階からすでに殺人罪の級別の記述についての格差がみられ、白人被害者の殺人の場合と白人被害者で黒人容疑者の場合には、加重殺人に「格上げされる」とはあっても「格下げされる」

表9 人種別にみた加重殺人による逮捕者と死刑囚の数（フロリダ州）

人種 加害者／被害者	加重殺人による逮捕者	1972年以降1977年9月現在 までに死刑囚となった者
黒人：白人	78 — 268	37 — 83
白人：白人	190 —	46 —
黒人：黒人	102 — 110	1 — 1
白人：黒人	8 —	0 —
総計	378	84

Hans Zeisel, p. 459.

図1 人種別にみた加重殺人で逮捕された者に対する死刑囚の割合
(フロリダ州)

Hans Zeisel, p.460.

ことではない事実を見出した。

(4) ツアイデル (Hans Zeisel) の
研究⁽⁷⁾

シカゴ・ロー・スクールの法学の教授であるツアイデルも、フロリダ州における加重殺人の逮捕者に関するデータを検証し、一九七七年九月現在の死刑囚と比較し、その当時の黒人被告人の四七パーセント、白人被告人の二四パーセントが加重殺人を犯したという理由で死刑囚監房に拘禁されていることを確認した。そして、「どのような説明をしようとも、事実このような差別ある処理をしていることの言い訳にはならない。裁判所はこのような傾向の事実を否定する代わりに、ファーマン判決と合衆国憲法にてらして、この

正義に反する格差をどのよどで正直化するのかを検察官しゃべらねー」ふたぐらふ。⁽⁸⁾

(5) 要 約

死刑における人種傾向についての調査研究はかなりの数にのせますが、その大部分は人種要因は、誰が死刑を宣告されるか、誰が死刑されるかの決定要因になるとを指摘している。われわれの研究も、データの不足、あるいはサンプル・セレクションの際の裁量という点で限界はあるが、これら調査研究でみるかぎり人種要因は異なった時、異なる場所において効果を与えてくることが明らかにされた。その大半は、南部諸州の人種差別に重点をおこしていたが、それにもかかわらず、一般的に言えるいふば、黒人を被害者とする殺人においては判決、とくに死刑判決は加害者に寛大であり、黒人を被害者とする殺人に比較して死刑が宣告されることが多い傾向が確認された。

- （1） William J. Bowers and Glenn L. Pierce, "Racial Discrimination and Capital Homicide under Post-Furman Capital Statutes," in Hugo Adam Bedau ed., *The Death Penalty in America*, 3rd ed., (1982), pp. 206—224.
- （2） Samuel R. Gross and Robert Mauro, *op. cit.*, p. 54ff.
- （3） *ibid.*, p. 105.
- （4） *ibid.*, p. 106.
- （5） Michael I. Radelet, "Racial Characteristics and the Imposition of the Death Penalty," *American Society Review*, Vol. 46, (1981), p. 918 ff.
- （6） Michael I. Radelet and Glenn L. Pierce, "Race and Prosecutorial in Homicide Cases," (1983). (unpublished paper.)
Samuel R. Gross and Robert Mauro, *op. cit.*, p. 44. 記入。

(~) Hans Zeisel, "Race Bias in the Administration of the Death Penalty : the Florida Experience," *Harvard Law Review*, Vol. 95, p.454—456.

(∞) *ibid.*, p.456.

III フローラリア州における調査研究とマッカランキー判決

(1) フローラリア州における調査研究——バルタス調査^(~)

一九八〇年代初期に、アイオア大学の法務の教授であったバルタス (David Baldus) は、カッシュナー (George Woodworth) やパルスキー (Charles Pulaski) の11名の同僚の協力を得て、フローラリア州の刑事司法制度における110の調査研究を行った。100 ('The Procedural Reform Study') にて、判決後のフローラリア州の死刑法による有罪とされた約五五〇名を対象としたので、そのほとんどは謀殺で有罪とされたものであった。他の100 ('The Charging and Sentencing Study') 謀殺または任意の故意 (voluntary manslaughter) で有罪となつた約110名を対象としたので、これにて死刑を宣告される可能性のある殺人者がもつ加重事由の種々のレベルによるべく、判決の違いを説明であるかを考察し、一九七〇年代にフローラリア州で白人を殺害した者が、黒人を殺害した者の約一一倍も高い割合で死刑を宣告された理由を検討しようとした。

バルダス——とその共同研究者——は、一九七三年から一九七八年にかけての、すべての殺人事件に関する起訴かの判決までのデータを検証した。彼らはおのおのの事件を一連の厳格なテストにかけ、今までに知られてきた事実と、判決を決定する際に重要な役割を演じるであろうとおもわれる諸要因とを対照させ、1110以上の変数を得た。

その中には、制定法が規定した、あるいは規定していない加重事由と軽減事由、証拠の重さ、被告人の生活歴と前科前歴、被告人と被害者の人種、地理的な区分、および成算などが含まれていた。研究は、二、〇〇〇件以上の事件で行われ、それらを加重の上昇レベルに従つていくつかの群に分けた。大部分は非常に低い加重レベルを含むカテゴリーに属したので、そこでは死刑を言い渡される者はほとんどいなかった。したがつて、これらの事件では顕著な人種的影響があると推論することはできなかつた。しかし、約四〇〇件の事件は凶悪な殺人事件を含み、そのおのおのは死刑を言い渡される可能性のある事由を備えていた。また、もつとも凶悪な事件——特別に凶悪な重罪で、複数の被害者あるいは残酷な苦痛を与えるという、制定法に定められた三個以上の加重事由に該当する比較的すくない数の殺人——に対する判決では顕著な人種差別がみられなかつた。このような事件の被害者の大部分は白人であつたが、この加重レベルにある犯罪の凶悪さは、被害者の人種に優越し、しばしば死刑を科せられるものとなつた。

死刑が科せられる加重の中程度レベルにある事件には——そこでは陪審が広範に裁量を行使できる余地があつた——死刑事件となる可能性がある事件の大半が含まれていた。このレベルの事件で、バルダスは白人を被害者とする犯人は黒人を被害者とする犯者より一〇〇ペーセント以上も死刑を宣告されやすいことを見出した。実際、このレベルの事件では、被害者の人種は、ジョージア州の制定法による一〇個の加重事由より重要であった。さらにこのレベルで黒人被告人は、同種の白人被告人より死刑を宣告されやすいことも見出した。

バルダスは、どのような手続面に人種差別が現れるのかをみるために、逮捕後の各段階での殺人事件の経緯を検証した。そして、事件が刑事司法過程の中を通り抜けるに従つて、白人被害者殺人事件の割合が、起訴の三九パーセントから八四パーセントの死刑判決へと急上昇することを確認した。黒人加害者対白人被害者の事件の割合は、起訴の

九パーセントから死刑判決の三九パーセントへと急激な上昇を示した。また死刑判決という結果に著しく影響をおよぼすものとして（ア）故意に抗弁を許すか否か、および（イ）殺人で有罪とされた事件で、被告人に量刑審理を求めかかるに於する検察官の決定が指摘された。そして、白人被害者を伴う黒人被告人は、起訴の段階で輕減されるることは少なく、殺人が有罪とされることによって死刑判決を受けやすいことも確認された。

ジョージア州最高裁の判決を再調査することによって、バルダスは検察官によって死刑犯罪で有罪となつた被告人の四〇パーセントが死刑を求刑され、残余は量刑審理を経ることなく自動的に無期刑を言い渡されたことも明らかにした。白人被害者の事件は一般に加重されるようであるが、黒人被害者の犯罪においては加重のレベルは、検察官が死刑や量刑審理を求める前に必然的に高められていた。このように、判決における差別は陪審の評決決定よりも、検察官の非難と求刑によるものであることが判つた。

(一) バルダスは、ジョージア州の刑事司法制度について一つの調査を行つたが、その調査結果は公刊されていないようである。レポートは、マックレスキー事件に関する判決、および Amnesty International, *op. cit.*, pp. 57-62. ど、マックレスキー判決を中心にして死刑の恣意的・差別的適用につき詳細な検討を加えられた小山雅龜氏の「死刑の恣意的・差別的適用——McCleskey 判決を中心にして」（西南学院大学法学論叢 110巻1号 一九八七年）を参考にさせていただいた。

(1) マックレスキー事件

一九七八年に三人の仲間と共に謀してジョージア州アトランタの家具店に押し入り、連絡によつて同店に来た白人警官を射殺したとして、武装強盗と謀殺の廉で起訴された黒人のマックレスキー (Warren McCleskey) は、陪審が謀

殺につき有罪を認めたため量刑審理で二個の加重事由を認定され、謀殺につき死刑を言い渡された。

(1) 合衆国地方裁判所の判断⁽¹⁾

上訴に対し、ジョージア州最高裁は、原審を支持し、合衆国最高裁もサーシオレーライの申立を退け、その他の各種の救済の申立もすべて却下されたため、マックレスキーはジョージア州北部地区管轄の合衆国地方裁判所に対し、右のバルダス調査を根拠として、ジョージア州死刑法の人種差別的な手続は、合衆国憲法修正第八条の残酷かつ異常な刑罰の禁止と修正第一四条の法の平等な保護の権利を侵害すると主張して、人身保護令状の請求を申立てた。

合衆国地方裁判所は、バルダスの調査を検討した結果、その調査研究の基礎データに欠陥があり、かつ、その分析モデルが妥当性を欠くため、調査研究から得られた人種差別ありとする推論は支持できないとして、申立人の人種または被害者の人種を理由として死刑が言い渡されたとする主張を退けた。そして、もし仮に、申立人の人種または被害者の人種によって死刑が言い渡されたということが立証されたとしても、それは州政府の立証によつて反証されてゐるとして、人身保護令状の請求を受けたが、別に、主要な証人に対する有利な約束の存在を検察官が開示しなかつたことが先例に反するという理由で、人身保護令状を認めた。

(2) 合衆国第一巡回区控訴裁判所の判断⁽²⁾

右の合衆国地方裁判所の判断に対し、マックレスキーおよび州の双方から上訴がなされた。一九八五年一月に、控訴裁判所は九対三の大差で、ジョージア州は合衆国憲法に反して申立人を人種によつて差別したとする主張を却下した。

ジョージア州における人種差別の調査研究を検討した控訴裁判所は、問題の鍵は、仮にその統計的結果が有効であ

るとして人種差別の証拠が強く支持されたとしても、この証拠だけではジョージア州の死刑制度の違憲性を問うには不十分であるとして、バルダス調査が発見した事実については争わなかつたが、その重要性は、いかなる事件においても人種差別が決定的であるとすることができないことであるとした。控訴裁判所は、州が故意に申立人を差別したという証拠がないのであるから、申立人の権利を合衆国憲法に反して侵害したということにはならないとし、統計的証拠が、人種的差別の意図あるいは目的の産物であるということを推測させるほどに強力なものであるならば、州が故意に差別したということを証明することを要求されることはないとした。

加重殺人の中程度のレベルにある事件群で、被害者の人種が死刑の可能性を二〇ペーセント高めるということだけでは、全体としてジョージア州の死刑法の運用が違憲であるとするには不十分であると結論した。そして、被害者の人種に基づく不平等が境界的事例でのみみられるということは、かえつてジョージア州の死刑制度がファーマン判決時よりはるかに異なつて機能しているという州の主張を支持するようである。ファーマン判決前には、誰が死刑を宣告され誰が死刑を宣告されないかについての理由が明らかでなかつた。しかし今日、大部分の事件において、その区別の理由は充分な証拠によつて明らかにされてゐるとして、人身保護令状の請求を認めなかつた。

これに對して、ジョンソン、ハケットおよびクラーク (Johnson, Hatchett, Clark) の三判事が少数意見を述べた。彼らは中程度の加重殺人事件群において、被害者の人種により死刑の可能性が二〇ペーセント高められるという差別の証拠は、ジョージア州の死刑法が憲法に反して機能していることを示すに十分であるという見解を明らかにした。クラーク判事は、その事実は非常に曖昧にされてゐるので、人種は大部分の事件で何らの影響も与えていないと考えられていることを指摘した。ハケット判事は、適切な量刑が非常に困難であり、死刑を科すことに疑問がある、

中程度の加重殺人事件群に位置する事件にみられる二〇パーセントの可能性は承認することができないものであり、死刑制度を維持することは、人種の考慮が死刑を科すかどうかを決める要因となることを認めることとなり、それは合衆国憲法修正第一四条の平等な保護の条項の認めることではない、と述べた。

ジョンソン判事は、人種差別の意図の問題を取り上げ、この意図が見出されたとしても、それは必ずしも合衆国憲法修正第八条を侵害するものとはいえない。しかし、その意図を合理的に定義することによって、バルダスの研究に十分な証拠を与えることになるであろう。マックレスキーは差別の可能性をもつ故意や行為者を指摘しなかつたが、多くの者は判決制度それ自体が差別の意図を示しているという事実を無視していると述べた。バルダスの研究は、明らかに人種という言葉でのみ説明することができる判決を、そして、意図に関する直接証拠を現実に得ることができない状況でそのようにすることを明らかにしたとして、二三〇もの变数によつても説明がつかなかつた判決に対して与えられた影響は、とくに人種差別が定着している州においては、人種よりも出鱈目であるとの想像を強めるものであると述べた。

(3) 合衆国最高裁判所の判断⁽³⁾

サーチオーライを認めた合衆国最高裁は、一九八七年四月一二日、五対四の僅差でマックレスキーの申立を退けた。

ペウエル判事が法廷意見を執筆し、レーンキスト長官、ホワイト、オコーナーおよびスカリア判事が同調した。

合衆国最高裁は、統計が示す矛盾は人種と係わりがありそうであることは認めながらも、量刑につき數のうえで不均衡とみえるものが生じるのは、現在の刑事裁判制度では不可避のものである。このような欠点は認められるにせ

よ、憲法の定める権利は、裁判を可能な限り公平なものとする現行法の手続で守られているとした。そして、マックレスキーは彼の事件で、合衆国憲法修正第一四条により平等な保護の権利を保障することが要求されているにもかかわらず、それに反して政策決定者が差別的な意図で行為したということを証明することができなかつた。統計それ自体も、政策決定者が差別的な意図を持っていたことを推論させるには不十分であり、さらに、立法者が人種差別の目的でジョージア州死刑法を制定し機能させたという証拠もないとした。合衆国最高裁は、刑事司法過程のそれぞれの段階における裁量が、合衆国憲法修正第八条を侵害して、恣意的な判決を引き出すというマックレスキーの主張を否定して、州法における裁量の認容——場合によつては死刑を求刑しないという検察官の決定から、陪審の決定まで——は、アメリカ法にしつかりと根付いた個別的正義のあらわれであるとした。そして、マックレスキーの場合によく似た事件で、その被告人に死刑を言い渡されないということがあつても、それを決定した制定法を違憲とはしない。裁量は刑事司法過程において不可欠のものであるから、それが乱用されていると推論する前に、その乱用を示す明らかな証拠が必要とされるのであると述べた。

合衆国最高裁は、バルダスの調査研究が明らかにした不平等は、ジョージア州の死刑判決制度が合衆国憲法修正第八条に反して、不合理にかつ恣意的に行われていることを示すには不十分であり、その研究は、せいぜい人種に由来する矛盾を指摘しただけであり、その矛盾は初期の死刑法にみられた重大な制度的欠陥には及ばないものであるとした。さらに、量刑における不平等は、刑事司法の過程においては避けることができないものであり、刑事裁判においては陪審の判断に影響を及ぼす人種的偏見のリスクは否定できず、有罪あるいは判決の決定それ自身に脆弱さと過誤の可能性があることは否定できないが、ジョージア州の死刑に関する手続は、量刑において陪審に指針を与え、上級

裁判所による自動的な再審理を規定している点で、可能な限り公平に行う保障を定めているとして、「〔刑事司法〕手続で人種偏見を最小限にするべく構成された保障の存在と、われわれの刑事司法制度における陪審裁判のもつ基本的な価値、および刑事被告人に与えられる裁量の利益とを考えると、バルダスの調査研究は、人種偏見がジョージア州の死刑量刑手続に影響を及ぼす憲法上重大なリスクを明らかにしていないとわれわれは考える」と結論した。⁽⁴⁾

さらに、補足理由として、第一に、人種差別の主張が仮に認められたとすれば、それは論理的には他のすべての刑罰に対し人種差別を根拠とする挑戦をひきおこし、完全に刑事司法をむしばんでしまうこととなり、性別や身体的特徴などの人種以外の要因を理由として、説明ができない相違点を根拠とする主張がなされることとなり、死刑の適用に全く現実性を欠く条件をおくこととなる。第二に、マックレスキーの主張は、立法府に提出されるのが最善であるとして、「特定の犯罪に對して適切な刑罰を決定することは合衆国最高裁判所の…義務ではない。『人々の意思とそれにによる道徳的価値に応える』のは、人々が選んだ代表者である立法者である。…また、立法者は、『それぞれの地方の条件に合わせ、裁判所が用いることができない柔軟な方法で、統計的結果を評価し』、比較検討することができる。…それぞれの事件につき、法が憲法に反して適用されているかどうかにつき決定するのが、われわれ裁判所の究極的な任務である。多人種社会における死刑の有効性に根本から挑戦したマックレスキーの議論にもかかわらず、われわれの目前に置かれた問題は、この事件で…ジョージア州の制定法が適切に適用されているかどうかということなのである」と述べた。⁽⁵⁾

少数意見で、ブレナン、マーシャル、ブラックマンおよびスティーブンスの四判事は、バルダスの調査研究が示す証拠はジョージア州の死刑法が機能する際の人種差別のリスクを示し、それは明らかに憲法に反するものであるとす

る点で一致した。

ブレナン判事は、死刑判決が不合理な考えに基ついて宣告された可能性が、どちらかといえはあるという場合は、すすんで意図的に生命を奪うことがあつてはならないとして、統計の結果からも人間の経験からも、いかなる基準によつても人種がマックレスキーに対する量刑に影響するというリスクを容認することはできない。「白人を殺害した一一名の被告人のうち六名は、もしその被害者が黒人であれば死刑を言い渡されることはないであろう」⁽⁶⁾とし、量刑の決定が、認めることもできない考慮により明らかに影響されることを特徴とする制度によるということは合理的でないとして、マックレスキーが特定の量刑の決定に対する人種の影響を立証できなかつたとする多数意見は、合衆国憲法修正第八条に基づく主張を判断するには妥当でないとした。そして、合衆国最高裁は、過去においては、思考に偏ることなく、制定法がどのように機能しているかの実証的記録に基づいて、恣意的な判決を証明することではなく、恣意的な判決を科すリスクに関心を払つてきたことを強調した。ブラックマン判事は、バルダスの調査研究は、「マックレスキーの主張する中程度の事件群のそれぞれ三四名の被告人のうち二〇名は、その被害者が黒人であつたならば、生命を奪われるような判決を言い渡されるようなことはなかつたであろう」⁽⁷⁾ことを示していとした。また、ステイープンス判事は、多数意見は「まぎれもなく、死刑は公平にそして合理的に科せられるべきであるとする合衆国最高裁判所の先例を犯し、それ以外のなにものでもない」⁽⁸⁾とした。

少数意見は、死刑制度はもはや許容できないほど人種差別によつて汚されていると主張して、右のようにマックレスキーの主張を容認することは全体として合衆国の量刑制度に対する広範囲の挑戦を認めることとなるとした多数意見は、死刑は、すべての他の刑罰と質的に異なつてゐることを認め、それ故に死刑を科すことに高度の考

慮と合理性を必要とするとした合衆国最高裁の基準に反するものであるとした。やがて、ブレンナン判事は、多数意見が、マックレスキーの主張を認めれば身体的特徴などの要因に基づいて、死刑制度に挑戦することがあるかも知れないという多数意見に反駁して、人種差別は明らかに合衆国憲法で禁止されているものであり、従来の判例も認めているように、人種差別が刑事司法制度のなかで認められるとき、それは憎むべきものとなるのである。したがって、人種差別の証拠は、統計的証拠はいうまでもなく、歴史的にも考慮されなければならないものであるとして、ジョージア州の量刑制度は、漠然としていたばかり意識することはできないが、告発および量刑に影響を与える人種的考慮にかなりの機会を与えていたことが認められるとした。ブラックマン判事は、最大の人種差別は、殺人事件で死刑を求刑し、有罪の答弁を容認しあるいは告発を加減する検察官の裁量的決定に関する指針がないことに由来すると指摘し、人種差別が検察官の裁量的決定から生じたことが明らかであるにもかかわらず、多数意見が、陪審の量刑の決定に関する保障と基準のみを検討したことを非難した。

- (1) McCleskey v. Zant, 580 F. Supp. 338 (N.D. Ga. 1984).
- (2) McCleskey v. Kemp, 753 F. 2d 877 (11th Cir. 1985).
- (3) McCleskey v. Kemp, 55 U.S.L.W. 4537 (1987).
- (4) *ibid.*, at 4546.
- (5) *ibid.*, at 4548.
- (7) *ibid.*, at 4557.
- (8) *ibid.*, at 4561.

四 おわりに

人種差別に関する統計的な証明をするには多くの問題がある。とくに、これが司法手続の初期の段階で差別的決定が行われた場合には。しかし、一九七九年以降合衆国の多くの州において行われた調査研究の結果は、白人被害者の殺人は黒人被害者の殺人よりはるかに死刑の結果になる率が高いことを一致して示している。そして、若干の例外が見られるものの、研究者は独自の人種要因がいまなお残存し、また、それが司法手続で——とくに捜査・訴追の最初の段階で——さまざまな影響を与えていることを見出した。

ジョージア州の研究は、広く可能性のある資料からデータを得ることによって人種差別の実態を明らかにしようとしたものである。犯罪、被告人および被害者に関する詳細な情報は、ジョージア州の保護局からのものである。そこには、裁判記録から得られるものよりも多くの情報の記録が保管されている。その他の必要な資料は、矯正局と統計局から得られた。この研究は、ジョージア州に限られているが、今までのところ非常に包括的なものであると評価されている。

これらの研究は、ファーマン判決以後、一〇数年かけて作り上げてきた新しい死刑制度も満足できるものではないことを明らかにした。そして、死刑存置論者は完璧とおもわれる法律を作つて死刑を宣告しても、処刑待ちの死刑囚が増えるばかりの状態にいらだちさえみせ、死刑廃止論者は、存置を望む世論や柔軟性に欠ける法手続に怒りの目をむけつつ、法手続の欠陥を理由に死刑執行の阻止に全力を傾けているという、死刑制度の不安定な状態が続いている。マックレスキーの主張は退けられたが、これで直ちに大量の死刑の執行が行われるとはおもわれないが、幾分そ

の速度は早いが、いよいよ問題である。^(一)多くの専門家は、今後、法廷での闘いはマッケンブリーのように広く問題を
じみだし上院型からケース・バイ・ケースの闘いに移つて、この不完全な心許ない歩みを続けていいる死刑制度を揺る
がめ続けるやうなことみえてゐようである。

(一) New York Times, 1987, 4, 23.

(本学助教授)